

4 芦住保第 790 号
令和 4 年 9 月 15 日

地方独立行政法人芦屋中央病院
理事長 櫻井 俊弘 様

芦屋町長 波多野 茂丸



中期目標期間終了時の検討及び措置について

地方独立行政法人芦屋中央病院の第 2 期中期目標期間終了時の検討及び措置について、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 30 条第 1 項の規定に基づき、同条第 2 項の規定により、地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会から聴取した意見を踏まえ、下記のとおりを検討結果とし、措置を講じることとする。

記

1. 業務の継続の必要性

これまでの評価結果から、引き続き、地方独立行政法人の形態で業務を継続させる必要があるものとする。

2. 業務及び組織の全般

これまでの評価結果を踏まえた第 3 期中期目標を策定し、地方独立行政法人芦屋中央病院に指示することをもって、所要の措置を講じることとする。